

## 10月11日～20日 全国地域安全運動 守ろうよ わたしの好きな 街だから

目黒区生活安全課(☎5722-9667、FAX5722-7936)、  
目黒警察署(☎3710-0110)、碑文谷警察署(☎3794-0110)

犯罪のない安全なまちづくりには、地域のかたの結びつきが欠かせません。毎日のあいさつや、ちょっとした防犯意識が犯罪を防ぎます。皆さんの一つ一つの活動が、地域住民の防犯意識を高めさせるほか、自分たちのまちは自分たちで守るという気運にもつながり、地域の防犯力を高めることとなります。安全・安心なまちづくりにご協力をお願いします。

### 【運動重点】

- 特殊詐欺の被害防止
- 子どもと女性への犯罪被害防止
- 侵入窃盗の被害防止
- 万引き・自転車盗難の被害防止
- インターネットの安全な利用
- 街頭防犯カメラの設置促進
- デジポリス(※1)やメールけいしちょう(※2)の利用促進

※1 防犯機能などが搭載されている警視庁提供の防犯アプリ  
※2 犯罪発生情報や防犯情報などをメールで知らせてくれる

### 地域安全目黒区民のつどい

時9月29日(木) 13:00～16:00  
場めぐろパーシモンホール(八雲1-1-1 区民キャンパス内)  
内・特殊詐欺被害防止寸劇  
・警視庁音楽隊演奏  
・学生ボランティア団体活動発表 ほか  
定600人(先着)  
申電話で、9月15～28日に、碑文谷警察署生活安全課(☎3794-0110、FAX3794-0900)へ

## 高齢者を狙う悪質商法に注意！

目黒消費生活センター(☎3711-1133、FAX3711-5297)

悪質業者は、さまざまな手口で貴重な財産を狙っています。特に高齢者は狙われやすく注意が必要です。被害を防ぐには、本人の自覚はもとより、周囲のかたの見守りが重要です。

### ポイント

- 商品を注文する際は、定期購入が条件となっていないか、支払う総額がいくら、解約返品できるかなどの利用規約を確認する
- ※このほか、突然自宅を訪問し、屋根が浮いているなどと言い、契約を迫る手口などもあります

スマホ安全教室も受け付け中！(コード①)



### 消費生活センター

(目黒2-4-36 区民センター内)  
相談専用電話 ☎3711-1140  
(月～金曜日(祝・休日を除く)、受け付けは9:30～16:00)

### パネル展示

時10月12日(水) 10:30～10月21日(金) 16:00  
場総合庁舎本館1階西口ロビー  
内悪質商法や契約トラブル事例ほか

### 特別価格で購入したけれど



## 教育委員会の事務の管理・執行状況の点検・評価結果をお知らせします

目黒区教育政策課教育政策係(☎5722-9432、FAX5722-9332)

区教育委員会は、区民の皆さんに信頼され、効果的な教育行政を推進するため、毎年、事務の管理・執行の状況について、学識経験者に意見を伺いながら点検・評価を行っています。

3年度の報告書をまとめましたので、お知らせします。

### 対象事業

3年度教育行政運営方針の4つの重点課題に対応した53事業

### 点検・評価結果

重点課題	A評価	B評価	C評価	計
子どもの「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進	15	4	0	19
学校の教育活動を支える環境整備の推進	14	3	0	17
子どもの安全・安心の確保	3	5	0	8
生涯学習の推進	6	3	0	9
計	38	15	0	53

### 点検・評価の基準

A評価：実施策の進捗が計画どおりできており、一定の成果が得られた  
B評価：実施策の進捗がおおむね計画どおりできているが、さらに取り組みの強化が必要である

C評価：実施策の進捗が計画どおりできておらず、改善の余地がある  
※点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて実施

☞報告書(全文)は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・5階教育政策課、めぐろ学校サポートセンター、社会教育館、緑が丘文化会館、青少年プラザ、図書館で配布するほか、区HP(コード②)でご覧になれます。



## 市民後見人養成講習

目黒区権利擁護センター「めぐろ」  
(☎5768-3964、FAX5768-3965)



認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でないかたの権利を守る成年後見制度の利用者が増え、注目されています。市民後見人を養成するため、養成講習を開催します。講習参加には、説明会への参加が必要です。詳細は、説明会で配布する募集要項をご覧ください。

### ◆市民後見人とは

講習や実習を通して後見業務の知識を身につけ、社会貢献的な精神により、親族でも専門職でもない、身近な住民の立場から後見人活動を行うものです。被後見人の意思・状況に配慮しながら、被後見人の代理として財産管理や契約などの保護・支援を行います。後見人は長期に渡って役割を担うため、健康で、強い責任感を持ち、根気強くコミュニケーションを図る必要があります。

### ◆市民後見人養成講習説明会

時①10月3日(月) 14:00～15:30②10月7日(金) 10:30～12:00  
③10月11日(火) 14:00～15:30

場総合庁舎別館4階目黒区社会福祉協議会

定各10人(先着)

申電話、FAX(市民後見人説明会と明記のうえ、住所、氏名、電話、希望日時①～③のいずれかを記入)で、9月15日から各希望日までに、権利擁護センター「めぐろ」(☎5768-3964、FAX5768-3965)へ

### ◆市民後見人養成講習

時11月～5年3月(全8回)

対5年3月31日現在、66歳以下の区内在住者

申込期限 10月21日 選考方法 作文、面接